

事務連絡  
平成21年6月1日

関係各位

京都府商工労働観光部経営支援課長

### 新型インフルエンザ緊急融資の創設について

本府中小企業対策につきましては、平素から格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、修学旅行の延期等の影響を受ける観光関連事業者や、新型インフルエンザの影響を受け売上が減少している中小企業者を支援するため、下記のとおり緊急融資を創設しますので、制度の円滑な運用について御協力よろしくお願いいたします。

なお、融資制度取扱要領等については、おって通知いたします。

### 記

1 取扱開始日 平成21年6月5日（金）保証協会受付分から

### 2 融資の対象

新型インフルエンザの発生により影響を受け売上が減少している府内中小企業者・組合  
(具体例)

最近1ヶ月間の売上高（販売数量、完成工事高・受注残高）が前年同月に比して減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高が前年同期に比して減少することが見込まれる方等

### 3 融資の概要

<b>短期資金</b> 一時的・緊急的な資金需要に対応するための低利・短期つなぎ資金 平成21年12月末まで(予定)		融資限度額：無担保3,000万円（一般保証枠の範囲内） 融資期間等：運転資金1年以内（一括返済可） 融資利率：年1.7%（固定金利） * <u>一般短期資金（経済変動・雇用対策融資）より金利0.2%引下げ</u>
資金繰り安定のための借入拡大に対応する資金 平成22年3月末まで(予定)	<b>緊急資金</b>	融資限度額：無担保8,000万円 有担保2億円（緊急保証枠の範囲内） 融資期間等：運転資金・設備資金10年以内（据置2年以内） 融資利率：年1.8%（固定金利）
	<b>一般資金</b>	融資限度額：無担保8,000万円 有担保2億円（一般保証枠の範囲内） 融資期間等：運転資金・設備資金7年（※）以内（据置1年以内） 融資利率：年2.2%（固定金利）

(※) 経営安定特別支援制度(保証協会、金融機関等の指導を受け融資期間の長期化により月々の返済負担を軽減する制度)の場合10年

◎ 京都信用保証協会の保証が必要（原則法人の代表者(組合の場合は代表理事)以外の連帯保証人は不要)